

災害時における災害応急対策業務の支援に関する協定書

山形県警察（以下「甲」という。）と東北電力株式会社山形支店（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における警察活動に必要な災害応急対策業務の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙に対する災害応急対策業務の支援要請に関し、必要な事項を定めるものとする。

（支援の要請）

第2条 甲は、災害応急対策業務を行う上で必要があるときは、乙に対し、次に掲げる事項について、支援を口頭で要請することができる。

- (1) 災害時において救出・救助活動の障害となる乙が管理する設備（電力柱、電力線等）の撤去（土砂崩れ等に伴い発生したものは除く。）
- (2) 救出・救助活動に必要な電力の確保
- (3) 警察本部及び警察署等災害警備活動の拠点施設への電力復旧

（要請に基づく乙の措置）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、早期に災害応急対策業務の支援に努めるものとする。

（情報の提供）

第4条 甲及び乙は、それぞれが迅速に災害情報を提供するものとする。

- (1) 甲が把握した情報
 - ア 乙が管理する設備の被害に関する情報
 - イ 乙が行う電力復旧活動に必要な情報
- (2) 乙が把握した情報
 - ア 大規模又は長時間の停電が発生した場合の停電地域、停電戸数、復旧見通し等の情報
 - イ 甲が行う災害応急対策業務に有用な情報

(連絡責任者)

第5条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙は、協定締結後速やかに連絡責任者を選定し相互に連絡するものとし、変更があった場合は直ちに相手方に連絡するものとする。

(訓練等)

第6条 乙は、甲から防災訓練等への参加について要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定は締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和元年11月18日

甲 山形市松波二丁目8番1号

山形県警察本部長

一瀬主一



乙 山形市本町二丁目1番9号

東北電力株式会社

執行役員山形支店長

藤原正雄



東北電力株式会社と東北電力ネットワーク株式会社の
吸収分割契約に伴う覚書

山形県警察（以下「甲」という。）と東北電力株式会社山形支店（以下「乙」という。）及び東北電力ネットワーク株式会社山形支社（以下「丙」という。）は、甲と乙が令和元年11月18日に締結した「災害時における災害応急対策業務の支援に関する協定書」（以下「本協定」という）の内容について、以下のとおり覚書を交換する。

（権利義務承継の確認）

第1条 甲は、平成31年4月25日に乙と丙との間で締結した「吸収分割契約」（以下「分割契約」という。）に基づき、分割契約の効力発生日である令和2年4月1日をもって、乙の送配電事業等に関して有する権利義務が丙に承継されることを確認する。

（本協定の取扱い）

第2条 甲、乙及び丙は、丙が本協定の当事者として参加することを確認する。
2. 本協定において「乙」とあるのは「乙及び丙」と読み替える。

（効力発生）

第3条 本覚書は、分割契約の効力発生日をもってその効力を生ずるものとする。

本覚書の成立を証するため本書を3通作成し、甲、乙及び丙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年4月1日

甲 山形市松波二丁目8番1号
山形県警察本部長 一瀬 圭一



乙 山形市本町二丁目1番9号
東北電力株式会社
執行役員山形支店長 藤原 正雄



丙 山形市本町二丁目1番9号
東北電力ネットワーク株式会社
山形支社長 茂木 明浩

